

第 5874 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月15日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 損壊した賃借資産に係る修繕費

Q：災害により賃借している建物が被害を受けました。この建物の原状回復費を会社で負担しましたが、この費用はどのような取扱いになりますか？

A：修繕費として処理することが認められます。

【解説】

賃貸資産の修繕は、民法で、賃貸人の負担により行うべきものとされており、また、賃借人が賃借資産の補修を行った場合には、賃貸人にその補修に要した費用を請求することになるため、賃借人が補修費用を支払ったときは、通常、賃借人はその金額を仮払金等として計上することになります。

しかしながら、災害による被害にあっては、①賃貸人の早急な補修ができない等の事情により、賃借人がやむを得ず自ら原状回復工事を行うことが想定されること、②その補修に要した費用を賃貸人から実際に回収することができるかも明らかではないことといった事情があるものと考えられます。

そこで、法人が賃借資産について修繕等の補修義務がない場合であっても、その賃借資産が災害により被害を受けたため、その法人が、その賃借資産の現状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理したときはこれを認めることとされています。

